
プロジェクト **法人税等会計基準等の改正について**

項目 **第 488 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 488 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 4 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

II. 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

税金費用の計上区分についての原則

（法人税等会計基準案第 29-2 項(2)の「分配」という表現についてのコメント）

2. 改正法人税等会計基準案第 29-2 項(2)において、法人税、住民税及び事業税等を損益に計上する考えの理由を「法人税、住民税及び事業税等の支払は、課税当局（国又は地方公共団体）への納付（分配）であるため」としている。この点、「分配」という表現からは、利益の分配が想起され、法人税、住民税及び事業税等を損益に計上する考えに繋がらない懸念がある。したがって誤解を避けるために「分配」という記述を削除することを検討していただきたい。

（「公表にあたって」の記載範囲についてのコメント）

3. 公開草案に対するコメントへの対応として、改正税効果適用指針案第 51 項及び第 154 項について見直すこととしているが、当該見直しについて、「公表にあたって」にその旨を記載することを検討してはどうか。

以 上